

令和8年 第5回文教厚生常任委員会会議録

令和8年4月23日 議員控室

○事 件

所管課報告事項

(1) 八雲町介護保険条例の改正について (保健福祉課)

○出席委員 (8名)

委員長 横 田 喜世志 君
赤 井 睦 美 君
齋 藤 實 君
倉 地 清 子 君

副委員長 関 口 正 博 君
小 西 雄 一 君
寺 田 広 樹 君
黒 島 竹 満 君

○欠席委員 (0名)

○出席委員外議員 (5名)

議長 大久保 建 一 君
水 野 博 美 君
三 澤 公 雄 君

副議長 宮 本 雅 晴 君
安 藤 辰 行 君

○出席説明員 (3名)

保健福祉課長 石 黒 陽 子 君
介護保険係長 右 門 真 治 君

保健福祉課長補佐 武 田 利 恵 君

○出席事務局職員

事務局長 野 口 義 人 君
議事係長 千 代 貴 大 君

事務局次長 藤 原 悟 史 君

◎ 開会・委員長挨拶

- 委員長（横田喜世志君） それでは、第5回文教厚生常任委員会を開きます。
委員長挨拶とありますが、割愛しまして、所管課報告事項から始めたいと思います。

◎ 所管課報告事項

【保健福祉課職員入室】

- 委員長（横田喜世志君） 八雲町介護保険条例の改正について、保健福祉課より報告お願いいたします。
- 保健福祉課長（石黒陽子君） 委員長、保健福祉課長。
- 委員長（横田喜世志君） 保健福祉課長。
- 保健福祉課長（石黒陽子君） おはようございます。それでは、保健福祉課のほうから八雲町介護保険条例の改正について、担当のほうから説明したいと思います。よろしく願いいたします。
- 介護保険係長（右門真治君） 委員長、介護保険係長。
- 委員長（横田喜世志君） 係長。
- 介護保険係長（右門真治君） 4月から介護保険係長になりました右門と言います、よろしく願いいたします。それでは、すいません。私のほうから座ってご説明させていただきます。

資料1 ページ目をご覧ください。

今回の改正は、令和7年度税制改正の影響により、令和8年度の介護保険料に不利益が生じる非課税者の方へ特例減免を行うため条例を改正するものであります。

ここの非課税者の方への特例減免につきましては、国の経過から説明する必要がありますので、資料に沿って順に説明させていただきます。

1番、国の経過となります。令和7年税制改正から介護保険料への影響額試算、そして令和8年4月施行介護保険法施行令の改正までご説明となり、ここまでが国の動きとなります。

まず、(1) 令和7年度税制改正となりますが、令和7年度税制改正において、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に10万円引き上げられました。給与所得控除とは、給与収入から税金計算上、一定額を差し引く制度であり、給与所得は給与収入から給与所得控除を差し引いた額となります。

この見直しにより、前年度と同じ給与収入であったとしても、税計算上の所得額が低く算定されることとなり、住民税が課税から非課税に変わる方が生じることとなります。

次に、(2) これを踏まえまして、介護保険料への影響ということで、社会保障審議会では(1)の税制改正によって、生じる影響を昨年9月に公表しております。内容としましては、第1号被保険者、いわゆる65歳以上の方の介護保険料は、住民税課税の有無や所得状況に応じて段階区分を設けて保険料額を決定しております。

このため、税制改正の影響により住民税の課税や非課税区分が変わると、介護保険料の段階も変動し、第9期介護保険事業計画期間中である令和8年度の保険料収入が減少する可能性があることから、国において試算と検討が行われてきました。

こちら表のほうになります。同じ給与収入の場合でも、表の下段介護保険料の欄になりますが、令和7年度課税枠第6段階でみて年額8万9,300円が、令和8年度非課税枠第3段階年額5万1千円となり、介護保険料収入が3万8千円減少することとなります。

その結果を踏まえまして、資料2ページ目をお願いいたします。

(3) 令和8年度介護保険料に関する介護保険法施行令の改正になります。こちらは令和8年4月1日に施行されたんですが、要は保険者である自治体などの責めに帰さない保険料収入不足を可能な限り防ぐ観点から、介護保険法施行令を改正しまして、令和8年度の保険料算定に限り、税制改正前と同様の判定となるよう、特例的な取扱いを設けました。

なお、この施行令改正に基づく対応は、何度もご説明させていただいたとおり、令和6年度～令和8年度の期間中である第9期介護保険事業計画における一時的な保険料収入不足を防ぐ趣旨であり、令和8年度、1年間のみの保険料のみ算定となっており、全保険者が対応必須とされております。

こちら、具体的な表につきましては、表の下段、介護保険料の欄になりますが、令和7年度課税第6段階8万9,300円であったものも、令和7年度税改正の計算では非課税第3段階となります。こちらを令和7年税改正前の基準で計算するというので、令和7年度同様課税第6段階となります。

結論としましては、令和8年度のみ令和7年度の税制改正による介護保険料への影響を除外するという考え方となります。

ここまでの経過となり、国で定めたこととなります。次からが今回の条例改正の主旨である非課税世帯への特例措置となります。

この特例については、(3)の2段落目の後半、点線のアンダーラインに記述されています。住民税世帯非課税者及び非課税者の基準の特例が設けられたという箇所になります。

それでは、2ページ目、2段の前年度非課税者に係る、特例減免の取扱いについてご説明致します。

今回、国から示された取扱いでは、令和7年度に住民税非課税であった方について、令和7年度税制改正を踏まえ、令和8年度も引き続き住民税非課税となる範囲で就労収入を増やした方がいると想定されております。その場合に、介護保険料の算定上は、非課税者として判定し、減免を行う特例減免を行うことができるとされております。

つまり、令和7年度4月の税制改正を受けて、令和7年度に非課税の方が10万円分多く働いたとしても非課税で計算される予定でしたが、令和8年度4月の介護保険法施行令の実施により、課税と判定されてしまい、負担が増える可能性がある方については、令和7年度に非課税であった事情を踏まえ、令和8年度に限り、負担増とならないよう特例的に減免するものであります。

また、この特例減免については自治体の判断で実施の可否を定められることとされております。本人の個別申請によらず、システム上で一括対応することも可能である旨が示されております。

八雲町といたしましては、非課税世帯の方の本意ではない負担額の増を防ぐため、特例措置を実施するという方針とするとともに、申請や認定に係る事務負担、また住民の利便性を踏まえ、個別申請を要しないかたちで対応する方針としております。

具体的には3ページ目をお願いいたします。こちらの表に記載のとおり、非課税第3段階5万1千円の方は、特例措置を講じない場合は、課税第6段階8万9,300円となりますが、特例措置により非課税第3段階5万1千円になるよう実施するものです。

最後に、3番、条例改正の内容についてご説明いたします。

今回の条例改正は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、前年度非課税者の負担額の増額を防ぐため、特例減免を実施できるようにするものであります。

あわせて、国の方針を踏まえ、申請によらず、システム上で一括対応し、申請不要の減免を行うことができるよう、条例附則を追加するものであり、本件につきましては、第2回定例会6月議会への上程を予定しております。説明は以上となります。よろしくご説明いたします。

○委員長（横田喜世志君） 説明が終わりました。質問のある方いらっしゃいますか。

○委員（斎藤 實君） 委員長、斎藤。

○委員長（横田喜世志君） 斎藤委員。

○委員（斎藤 實君） そしたら、これを読んだら、令和8年度の介護保険の予算の中身は譲らなくてもいいということですね。7年度の。

○介護保険係長（右門真治君） 委員長、介護保険係長。

○委員長（横田喜世志君） 介護保険係長。

○介護保険係長（右門真治君） 今回のやつが令和8年度1年になっているんですが、今回、非課税の方が10万円多く働いた方、そういうふうに意識された方になりますので、全介護保険の被保険者の方から一部と考えております。

そうすると、その影響額が少ないことから特段補正等は必要ないということで、繰り出し金程度の、もし場合によっては、対応で十分対応できると思っております。以上です。

○委員（斎藤 實君） そしたら、来年度になったらどのようになるんですか。

○介護保険係長（右門真治君） 委員長、介護保険係長。

○委員長（横田喜世志君） 介護保険係長。

○介護保険係長（右門真治君） これが介護保険料というのが、3年に一回見直しを行って、その設定額を決めることとなります。今、第9期というのが、令和8年から3年戻っていますので、令和6年度、7年度、8年度、ここはもう決まってるので、それを見越して設定してあるんですよ。ここに影響額が出てしまうのが問題だということで、こういったことに戻すようになっております。

それで、次の三カ年につきましては、まさに令和8年度中、今これから計画を作るところでありまして、それらを踏まえた介護保険料を想定して設定していく、そのような予定となっております。

○委員長（横田喜世志君） 他にございますか。

（「なし」という声あり）

○委員長（横田喜世志君）　じゃあ、私が今これをもって理解できなかったところと気付いたところがあって、1ページ目の米印2この表記間違えてますよね。一番下。125万円以降で非課税第3段階という表記は違いますよね。125万円です非課税なわけじゃないでしょ。

○介護保険係長（右門真治君）　委員長、介護保険係長。

○委員長（横田喜世志君）　介護保険係長。

○介護保険係長（右門真治君）　ちょっとこれはですね、制度が難しくなっちゃってしまっていて、私のほうの説明不足になってしまうかもしれないんですが、一応この場合、現状で言いますと、世帯全員が非課税世帯、そして、35万円プラス年金収入90万円ということになっておりまして、その場合は、この記述にあるよう、非課税世帯第三段階世帯で見るというかたちになっているんです。

それが、今回の基準の介護保険事業計画で、第一段階目が13段階に分けておりまして、その中でちょっと世帯全員の町民税の非課税なのか、また、そこに年金収入というところもありまして、その計算上でちょっと分かりづらんですが、こういった記述になります。

○委員長（横田喜世志君）　13段階に分かれた時点で、全部計算方式が米印2になるということ。

○介護保険係長（右門真治君）　これが最低保障額を55万円から65万円に10万円引き上げていることから発生する事例ということになります。

○委員長（横田喜世志君）　いや、それは分かるんだけど。課税か非課税かを比べるのに、何がどういう表記なのっていう話。段階を決めるのに、収入がなんぼって決まっていますよね。

○介護保険係長（右門真治君）　大変申し訳ありません。記述のほうがどのように間違っているかというところをもう一度おっしゃっていただいても、よろしいでしょうか。

○委員長（横田喜世志君）　（1）は45万円イコール課税第六段階、（2）は125万円イコール非課税三段階。

○介護保険係長（右門真治君）　その考え方は、すいません。もう一度おさらいさせていただきますと、単純に、（1）のところ給与収入が100万円あったと仮定して、-55万円です45万円になって、八雲町では給与所得38万円以下が非課税と判断することになります。

ですので、55万円という給与所得控除のままですと課税だったんですが、その下、給与所得収入100万円引く、ここ65万円の控除額が引き上げられておりますので、35万円になります。要は、八雲町給与所得38万円以下に該当するので、非課税という考え方になるということです。

○委員長（横田喜世志君）　だから、上と下の計算が違うでしょって言うてるの。

米印1と2の違い、例えば、45万円+90万円、年金収入-90万円、年金控除。それで45万円になってるんだよ。

○介護保険係長（右門真治君）　はい。

○委員長（横田喜世志君）　下はなっていないよね。年金控除していないよね。

○介護保険係長（右門真治君）　あ、すいません。そこはですね、課税の場合は年金控除が発生するんですが、非課税の場合は年金控除が発生しません。

それなので、この記述となります。説明不足で申し訳ありませんでした。

○委員長（横田喜世志君）　こういうのが一番わかりにくいんだよ。

- 介護保険係長（右門真治君） 申し訳ないです。
- 委員外議員（安藤辰行君） 分かりやすいように書いてる。
- 委員長（横田喜世志君） 例えば、どこで課税なのか（聞き取り不能）45 万円で課税だよ、35 万円で課税だよっていうことで終わればいいけど、そうじゃなくて、その後の書かれると、45 万円が課税で125 万円非課税って、どういうことって話だよ。
- 委員（寺田広樹君） 課税の例と非課税の例を挙げて。
- 委員（倉地清子君） うん。それに伴って。
- 委員長（横田喜世志君） 例えば7年度、8年度同じ人だったら、こういう扱いになりますよって話だよ。
- 介護保険係長（右門真治君） そのとおりです。
- 委員長（横田喜世志君） でも、なんで125 万円で非課税になるんだろうと思っちゃう。これ見ると。その前の45 万円とか、35 万円で課税率が出るっていうんだったらわかるけどね。そこで止めてもらえばって言い方おかしいけど。
- そこで、自分はちょっと悶々としてたんだけど、今わかりましたので。
- 介護保険係長（右門真治君） ありがとうございます。
- 委員長（横田喜世志君） とりあえず、もうちょっと専門的な部分の解釈をつけ加えるのは、こういう説明がちょっと必要な。
- 委員外議員（安藤辰行君） たいした分かりやすかったけどな。
- 介護保険係長（右門真治君） わかりました。ちょっと課税、非課税含めて、二段落前に非課税は年金所得の控除がないですとか、分かりやすいようにもう少し書くようにします。失礼いたしました。
- 委員長（横田喜世志君） 皆さんは理解してたのかもしれないけど、私は理解できない。すいません。
- では、質問のないようなので、文教厚生常任委員会を終了いたします。担当課ご苦勞様でございました。

【保健福祉課職員退室】

- 議会事務局議事係長（千代貴大君） 次の文厚は5月21日木曜日予定でございます。よろしくお願いたします。

[閉会 午前11時18分]